

令和 3 年 12 月 定 例 会

総務建設委員会記録

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 (火)

午前 1 1 時 2 5 分

全員協議会室

付託案件 議案第45号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
議案第46号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例  
議案第47号 有田市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を  
改正する条例  
議案第48号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を  
改正する条例

出席者

委員 上山寿示委員長 浜口元司委員  
福永広次委員 生駒三雄委員  
堀川 明委員 岡田行弘委員  
  
中谷桂三議長  
  
小西敬民副委員長 (欠席)

経営管理部 嶋田博之部長 大松満至理事  
喜多俊充参事 山本芳規経営企画課長  
御前一晃総務課長 伊藤めぐみ人事係長  
上村泰広総務係長

経済建設部 河野孝司部長 鈴木順一理事  
中尾一之産業振興課長 脇村哲弘建設課長  
上野山猶哉建設課主幹 児嶋信毅建設課主幹

消防本部 嶋田富司消防長

出納室 森川直子会計管理者

議会事務局 田中 聡局長 福永康一次長  
大谷真也書記

開 会

○上山委員長：おはようございます。これより総務建設委員会を開催いたします。

議案第45号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(御前総務課長 説明)

○上山委員長：説明は終わりました。ご質疑ありませんか。

○岡田委員：給与の条例の改正ということで、他市の状況といたしますか、情報がありましたら教えて下さい。

○御前課長：今回の給与改定におきましては、国の方で来年6月期に改定するというように聞いておきまして、国と同様の形にするのか、人事院勧告に基づいてするのかということで検討をしたのですが、人事院勧告を従来通り尊重して行う形にさせていただいております。その中で他市の状況等を問い合わせたところ、橋本市につきましては、従来から今回のような事ではなしに6月期に、翌年の6月から行っているような情報をいただいております。その他につきましては、国に準ずるということで来年6月に実施しようとしている市は、新宮市と御坊市が来年6月というふうなことを聞いております。

○浜口委員：この公務員の待遇というのは、人事院勧告ということでよく理解できますが、人事院の勧告というのは、一般世上の待遇というものを比較されたものだと思います。例えば50人以上の会社や、例えば一部上場している会社であるとか、そういうところを対象にして公務員の給与査定とするようですが、その辺りの当局側の認識はどうなっていますか。

○御前課長：国の人事院にならって市の方では従来から行っています。和歌山市であったり、県であったり、人事委員会をもっているところにつきましては、そちらの方で勧告が出て、それにならった改定となっておりますが、有田市においてはそういったものがなく、どうしても調査能力といったものがないので、国にならった形で従来から行っているのが現状であります。

○浜口委員：有田市は人事院の勧告をそのまま鵜呑みにしているということですね。人事院はどのように秤にかけて、公務員の給与を下げるとか、または時によっては上げなければいけないとかがあると思うのですが、人事院はどのような裁量で行っているのですか。基本的な話であるので、しっかりと覚えておかなければならないと思うので。

○御前課長：民間の給与水準を加味した形の勧告が夏ごろに出てきております。勧告が8月頃に出てきておるとの認識をしております。平均的な民間のところの水準をもって勧告が出てきておりますので、それにならった形で市の方では従来から給与改定を行っているところであります。

○浜口委員：人事院が公務員の待遇について、上げたり下げたりするのは何を基準にしているのか、皆さんが承知しているのかを訊いているのです。あなた方は人勧から言ってきたので、そのように行っていると言っているだけです。人事院が

何を基準にしているのかということを知っているのです。和歌山市や和歌山県が調査してということとは関係ない。人事院がどのような形でこの公務員の待遇を上げたり下げたりするのか、いわゆる民間をベースとした考え方を決めているのかということを知っているのです。そのことを理解していないとおかしい。有田市は人事院の勧告を鵜呑みにしている。それはそれでいいのですが、人事院というのはどのような査定によって、公務員の待遇を秤にかけているのかということです。例えば一部上場企業の社員待遇を基準にしているのか、50人以上の給与を基準にしているのかということを知っておかないと、何もかも人事院が言ったとおりでは、いかななものかと思いますがどうですか。

○嶋田部長：人事院がどのような企業を調査しているのかということだと思っておりますが、正確に何人以上の規模という知識はございませんが、一定規模以上の民間企業の調査を抽出して行っているというふうに認識しています。そういう意味では、零細企業まで含めての調査ではないというふうに思っておりますので、例えば有田市の実態とどうかということ言えば、有田市の方がもっと厳しい状況であると思っております。ただ、全国的にも人事委員会の無い自治体、小さな自治体においては人事院勧告に基づいて均衡、バランスを取ることによって、どの自治体も人事院勧告に基づいた判断をしているということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質疑終了 採 決 ( 可 決 )

議案第46号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例  
(御前総務課長 説明)

質疑なし 採 決 ( 可 決 )

議案第47号 有田市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
(御前総務課長 説明)

質疑なし 採 決 ( 可 決 )

議案第48号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
(御前総務課長 説明)

質疑なし 採 決 ( 可 決 )

○上山委員長：以上で当委員会に付託されました議案の審議等は、全て終了いたしました。

他にないでしょうか。

なければ、以上で総務建設委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前11時41分 閉会